

重要事項説明書

親子交流げんきあっぷ

本書は、親子交流げんきあっぷの支援をご利用いただくにあたり、重要な事項をご説明するものです。必ずご一読ください。

1. 支援内容の選択

親子交流は、原則として立ち会い型からスタートします。

2. 親子交流の実施

- ① 親子交流は、原則として当団体の指定する場所にて行います。
- ② 当団体が親子交流合意書を作成し、親子交流合意書に基づいて親子交流を実施します。

3. 利用条件

- ① 対象者について：対象者は別居親のみで、祖父母は親子交流の参加者に含みません。
- ② 回数の上限：親子交流は月1回を限度とします。
- ③ 費用のお支払い：親子交流の費用は、指定口座への事前振込とします。特段の取り決めのない限り、費用負担は父母折半とします。
- ④ 中止時の再調整について：月1回の頻度で実施している場合、何らかの理由により中止となった際は、日程の再調整は行いません。2ヶ月に1回以下の頻度で実施している場合は、翌月に限り再調整を行います。ただし、再調整により以降の日程がずれ込むことはありません。

4. 送迎および事故責任

- ① 送迎は原則として行いません。ただし、待ち合わせが困難な場合に限り、個別に対応することがあります。
- ② 親子交流中に生じた事故については、参加者の責任とします。
- ③ 送迎中に生じた事故については、運転者が加入する保険の範囲内での対応とします。

5. 連絡方法

- ① ご連絡・お問い合わせは、原則としてメール・LINEにて受け付けます。
- ② 親子交流実施当日に緊急の事態が生じた場合に限り、電話でのご連絡をお受けします。

6. 支援期間

お子さんが自らの意思を判断できる年齢（15歳）に達するまでを上限とします。ただし、父母いずれかから支援機関の変更の申し出があった場合、または当団体が支援の打ち切りを通知した場合は、その時点で支援を終了します。

7. その他

親子交流を円滑に進めるため、調停または裁判において決定した条項の変更については、当団体は関与しないものとします。

説明確認・電子署名

上記の重要事項について説明を受け、内容を十分に理解した上で電子署名します。

本書はAdobe Acrobat Signを使用した電子契約により締結します。電子署名は自署と同等の効力を有するものとします。署名済みの書類は当団体および各当事者が各自で保管してください。

【受領確認に関する特約】

本書は、同居親および別居親の双方がそれぞれ電子署名を行うことにより、重要事項の説明を受け内容を了承したことを確認します。

署名欄	電子署名欄
-----	-------

署名済みの書類はAdobe Acrobat Signより各自に送付されます。大切に保管してください。